

～ひとに心 まちに風～
いきいき生活・しあわせ実感都市 はむら



はむらの 教育



稲作体験「田植え」／じょうずに植えられたかな？(羽村市青少年対策地区委員会連絡協議会主催)

羽村市教育委員会広報紙
「はむらの教育」の創刊に際して



教育委員長
加瀬 哲夫

羽村市教育委員会は、今年度より、季刊紙として教育委員会独自の広報紙「はむらの教育」を発行することになりました。

さて、今、日本の教育界は、長期にわたる大きな変革期の中にあります。羽村市は小中学校の全てにおいて二学期制の導入をいたしました。このほかに、学校選択制、小中一貫教育などの課題があります。

そのようななかで、子どもたちは、明日に伸びようと毎日精一杯頑張っています。この、子どもたちの成長を、私たちは、より良い方向へと導いて行かなければなりません。

そのためには、学校、家庭、地域社会が手を携え、協力しあっていく必要があります。「はむらの教育」は、単なるお知らせという内容ばかりでなく、この三者の協力体制がより強まるよう意見交換の場としての目的も含めながら作成に取り組んでまいります。

市民の皆様、今後のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。創刊のあいさついたします。

創刊号

平成17年
夏号

平成17年度

羽村市教育委員会の教育目標・基本方針

羽村市教育委員会は、教育目標を達成するために、4つの基本方針に基づき、総合的に教育施策を推進します。

●基本理念

教育は、常に、普遍的かつ個性的な文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として自主・自立的な精神に満ちた健全な人間の育成と、わが国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人の育成を期して行われなければなりません。

同時に、教育は、社会の変化に対応して絶えずそのあり方を見直していかなければならないものであり、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成することが重要であります。

羽村市教育委員会は、このような考え方に立つて、以下の目標に基づき、積極的に教育行政を推進していきます。さらに、教育の分野のみならず、福祉や

環境、まちづくりなど、さまざまな場面において学習できる生涯学習社会を創造し、「学びあい豊かな心を育むまち」の実現を目指していきます。

●基本目標

羽村市教育委員会は、子どもたちが、知性、感性、道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、

●互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間

●社会の一員として、社会に貢献しようとする人間

●自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育を重視します。

また、家庭や地域の教育力の向上、学校・教育の充実、青少年の健全育成、スポーツ・レクリエーション活動、芸術文化活動、読書活動の推進など子どもの健やかな成長に資するための施策、環境の充実などを促進し、健康な心身をはぐくむことができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立つて、すべての市民が教育に参加することを目指していきます。

●基本方針

基本方針 1

「人権尊重の精神」と

「社会貢献の精神」の育成

すべての大人、子どもたちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりや社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められています。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実します。

基本方針 2

「豊かな個性」と「創造力」の伸長

グローバル化と情報技術革命が進展する社会にあつて、国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子どもたち一人ひとりの思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められます。

そのために、基礎的な学力の向上を図り、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進します。

基本方針 3

「生涯学習」、「文化・スポーツ」と「青少年の健全育成」の振興

生涯学習社会の中で、世代を越えたコミュニティづくりを目指し、活力ある社会を築いていくよう、個人の生活を充実するとともに、一人ひとりが社会に貢献できるよ

うにすることが求められています。

そのために、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化やスポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図ります。

また、次代を担う青少年をはぐくむため、地域ぐるみの社会体験、スポーツを通じての異年齢集団の活動、様々な分野の体験学習ができる機会の充実を図ります。そして、大人たちが青少年を取り巻く社会環境の向上を目指していきます。

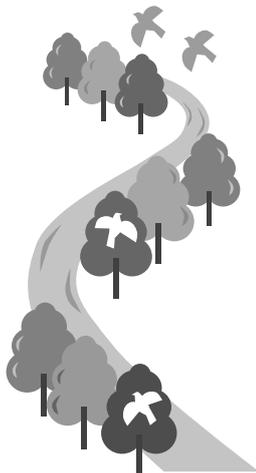
基本方針 4

「市民の教育参加」と

「学校経営の改革」の推進

学校と家庭、地域の協働と市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められています。

そのために、地域での特性を踏まえた、広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を進めていきます。



*それぞれの基本方針には、具体的な事業が列記されています。問合せ／教育総務課

●平成17年度指導室主要事業●

指導室では、学校教育の活性化及び充実を図るため、各小・中学校の義務教育9年間の児童・生徒の発達段階に応じた創意工夫のある教育課程の編成・実施への支援を行っております。平成17年度においては、以下のプランを実施し、より一層の学校教育の充実を図ります。

プラン 1 「生きる力」をはぐくむ 特色ある教育の推進

① 特色ある学校づくりへの支援

子どもや地域の特性を踏まえた、各学校の裁量による「特色ある学校づくり」を推進します。

② 個に応じた指導の充実

少人数授業の形態や実施教科・学年については学校によって異なりますが、市内全ての学校で、複数の教員による指導や、少人数集団による指導、習熟の程度や個々の課題に応じた指導等を進めるとともに、学習サポーターの配置、スクールインターシップや学生教育ボランティアの活用による大学との連携等、個に応じた多様な教育を推進します。

③ 2学期制の充実

各学校が2学期制のよさを生かした教育課程の編成、実施を行い、新しい時代に対応した学校の在り方を創造します。

④ 地域に開かれた教育の推進

各学校に学校評議員会を設置し、学校運営の基本方針及び計画、教育活動の実施、学校・家庭・地域等との連携等に関して意見を求め、地域に開かれた教育を推進します。

⑤ 羽村市学校アンケートの実施

保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携、協力一体となって児童・生徒の健やかな成長を図っていくために、教育活動を公開するとともに、児童・生徒及び保護者を対象とした羽村市学校アンケートを実施し、評価結果等を公表します。

プラン 2 「たくましくやさしい心」を育てる 心の教育の推進

① 道徳授業地区公開講座の実施

市内全ての学級の道徳授業を公開するとともに、授業後に意見交換会、講演会等を行う道徳授業地区公開講座を開催し、道徳教育の充実を図ります。

② 不登校傾向にある児童・生徒への支援

ハーモニースクールはむら（学校適応指導教室）、スクールカウンセラーを中学校へ配置並びに教育相談員の小学校巡回教育相談により、各家庭保護者と諸機関との連携を密にして、不登校児童・生徒とのコミュニケーション活動や基礎学習の支援を通じて、不登校児童・生徒の解消を目指します。また、不登校傾向にある児童・生徒を対象とした宿泊を伴う体験活動「トライアル・アンド・エラー・プログラム」を実施します。

③ 特別支援教育の推進

小・中学校と養護学校及び関係機関との連携を図り、一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な教育的支援を行うネットワークをつくります。また、保護者の方を対象にした特別支援教育に関する研修会を実施します。

プラン 3 「未来の力」を育てる 時代に即した教育の推進

① 情報教育の充実

各学校の情報教育担当者の連絡会や研修会を開催し、各学校において情報機器の活用、情報モラル教育の充実が図られるよう支援します。

② 小学校英語活動の全校実施

市内小学校全校に、英語活動外国人等講師（ALT）を派遣し、総合的な学習の時間の学習内容として3年生以上年間10時間程度の英語活動を行います。

③ キャリア教育の推進

国のキャリア教育推進地域指定を受け、各学校においてさまざまな体験活動や人との関わりを通して、児童・生徒の勤労観、職業観につながる教育活動が展開できるよう、キャリア教育サポート事業を推進します。